（ジャム類品質表示基準の一部改正）

第四条　ジャム類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ中「第３項」を「第４項」に改める。

（乾めん類品質表示基準の一部改正）

第五条　乾めん類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号オ中「第３項」を「第４項」に改める。

（マカロニ類品質表示基準の一部改正）

第六条　マカロニ類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（パン類品質表示基準の一部改正）

第七条　パン類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ中「第３項」を「第４項」に改める。

（凍り豆腐品質表示基準の一部改正）

第八条　凍り豆腐品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（ハム類品質表示基準の一部改正）

第九条　ハム類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（プレスハム品質表示基準の一部改正）

第十条　プレスハム品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号エ中「第３項」を「第４項」に改める。

（混合プレスハム品質表示基準の一部改正）

第十一条　混合プレスハム品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号エ中「第３項」を「第４項」に改める。

（ソーセージ品質表示基準の一部改正）

第十二条　ソーセージ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「第３項」を「第４項」に改める。

（混合ソーセージ品質表示基準の一部改正）

第十三条　混合ソーセージ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「第３項」を「第４項」に改める。

（ベーコン類品質表示基準の一部改正）

第十四条　ベーコン類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の一部改正）

第十五条　畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「第３項」を「第４項」に改める。

（煮干魚類品質表示基準の一部改正）

第十六条　煮干魚類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ中「第３項」を「第４項」に改める。

（うに加工品品質表示基準の一部改正）

第十七条　うに加工品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（うにあえもの品質表示基準の一部改正）

第十八条　うにあえもの品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（塩蔵わかめ品質表示基準の一部改正）

第十九条　塩蔵わかめ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「第３項」を「第４項」に改める。

（みそ品質表示基準の一部改正）

第二十条　みそ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（ウスターソース類品質表示基準の一部改正）

第二十一条　ウスターソース類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ中「第３項」を「第４項」に改める。

（ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準の一部改正）

第二十二条　ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号キ中「第３項」を「第４項」に改める。

（風味調味料品質表示基準の一部改正）

第二十三条　風味調味料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号オ中「第３項」を「第４項」に改める。

（乾燥スープ品質表示基準の一部改正）

第二十四条　乾燥スープ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（食用植物油脂品質表示基準の一部改正）

第二十五条　食用植物油脂品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（マーガリン類品質表示基準の一部改正）

第二十六条　マーガリン類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（調理冷凍食品品質表示基準の一部改正）

第二十七条　調理冷凍食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号オ中「第３項」を「第４項」に改める。

（チルドハンバーグステーキ品質表示基準の一部改正）

第二十八条　チルドハンバーグステーキ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（チルドミートボール品質表示基準の一部改正）

第二十九条　チルドミートボール品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「第３項」を「第４項」に改める。

（チルドぎょうざ類品質表示基準の一部改正）

第三十条　チルドぎょうざ類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号エ中「第３項」を「第４項」に改める。

（レトルトパウチ食品品質表示基準の一部改正）

第三十一条　レトルトパウチ食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号エ中「第３項」を「第４項」に改める。

（調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準の一部改正）

第三十二条　調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号アの(イ)及び同号イの(イ)中「第３項」を「第４項」に改める。

（炭酸飲料品質表示基準の一部改正）

第三十三条　炭酸飲料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「第３項」を「第４項」に改める。